

令和7年度 新入者安全衛生教育のご案内

松 阪 労 働 基 準 協 会
〒515-0814 松阪市久保田町 173-8
〔TEL0598-26-6022・FAX0598-23-7712〕

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は労働災害防止の推進について格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、**労働安全衛生法第59条では、事業者は労働者を雇入れたときは、当該労働者に対し労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全衛生の教育を行わなければならない**ことになっております。

松阪労働基準協会では、事業者が実施すべき新規雇用者に対する安全衛生教育を事業主に代わって**本年度は、下記のとおり3回実施致します**ので該当者を受講させられますようご案内申し上げます。

1 日 時 下記の日程のいずれかをお選びください

第一回	令和7年4月8日(火曜日)	午前9時より午後4時30分
第二回	令和7年4月9日(水曜日)	午前9時より午後4時30分
第三回	令和7年4月10日(木曜日)	午前9時より午後4時30分

2 場 所 **松 阪 商 工 会 議 所 3 F** 松阪市若葉町 161-2 TEL0598-51-7811

3 定 員 各80名(締切り前であっても定員に達したときは締切りに致します。)

4 受講費用 会員事業場 8,800円 消費税込 [受講料:8,000円 消費税:800円]
会 員 外 12,100円 消費税込 [受講料:11,000円 消費税:1,100円]

5 申込締切日 令和7年3月28日(金) 締切り期日までにご入金のない場合はキャンセルとさせていただきますので、予めご了承ください。

6 申込方法 ①協会へ直接申込の場合は、受講申込書に必要事項記入の上、受講費用を添えてお申込み下さい。受講券は、後日FAXか郵送でお送りします。
②FAXにて申込の場合は、受講費用の振込確認後、受講券をFAXでご送付します。
銀行が発行する振込金受取書によって領収証にかえさせていただきます。
③適格請求書の発行を希望される方は、申込書にメールアドレスをご記入下さい。

振込先 百五銀行 松阪支店 (普通) 40910 受取名 松阪労働基準協会
桑名三重信用金庫 日野町支店 (普通) 1025090 (マツサカロウドウキジュンキョウカイ)

- ・お申し込み後に、受講者を変更することは可能です。
- ・申込締切日後の受講取り消しや、受講当日の欠席については受講費用の返還はいたしません。

7 修了証の交付 全課程修了者には修了証を交付します。

8 その他 (1)受付は、開始時間の10分前までに終えて下さい。
(2)携行品 受講票・筆記用具。テキストは受講当日お渡しいたします。
(3)昼食は各自お弁当をご用意ください。(外食も可能、ただし午後の授業開始時間厳守)